

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十四号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第三十一条第一項第三号中「」及び「」を「」、「」に改め、「発電事業等」という。「」の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（第三十一条の四第二項及び第三項において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第三十一条の四第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の六第一項の改正規定及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

3 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。